

地域景観づくり協議会の区域内でのペット霊園（墳墓）の設置に係る協議について

1 「地域景観づくり協議会制度」の概要

- 地域の景観を保全・創出する目的で、主体的に景観づくりに取り組む組織として京都市が認定した地域組織の活動区域内で、建築行為等を行う場合、景観に関する市への申請手続の前に、地域と意見交換しなければならない制度（平成23年4月1日施行、京都市市街地景観整備条例 第43条～第47条）

2 現在、意見交換が必要な地域（5地域）

地域	景観規制区域
修徳学区（下京区）	旧市街地型美観地区、沿道型美観地区
先斗町（中京区）	歴史遺産型美観地区（一般地区）、岸辺型美観地区
西之町（東山区）	歴史遺産型美観地区（祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区）
榎屋町（東山区）	産寧坂伝統的建造物群保存地区、歴史遺産型美観地区（一般地区）、風致地区第3種地域、清水寺周辺特別修景地域
桂坂（西京区）	近郊緑地保全区域、山ろく型建造物修景地区、風致地区第1種地域、第1種自然風景保全地区

3 意見交換が必要な行為

- 景観に関する市への申請手続が必要となる行為について意見交換が必要となる。墳墓の設置については、風致地区と美観地区・美観形成地区・建造物修景地区では扱いが異なる。
- 風致地区内では、墳墓の高さが1mを超える場合や、墳墓の設置に土地形質の変更（切盛土）を伴う場合、許可対象行為となり、地域との意見交換も必要となる。切盛土等を伴わない、高さ1m未満の墳墓の設置の場合は、市への申請手続・地域景観づくり協議会との意見交換は不要。
- 美観地区、美観形成地区、建造物修景地区では、墳墓の設置は、市への申請手続・地域景観づくり協議会との意見交換は不要。（墳墓は、市街地景観整備条例において、「その他の工作物」に該当するため。）


■表1 景観の指定区域の種類と手続対象行為

指定区域の種類等	景観に関する手続が必要な行為	墳墓の設置
美観地区 美観形成地区 (認定)	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の建築等 第2類工作物の建築等 第1類工作物の建築等（歴史遺産型美観地区のみ） 	手続不要
建造物修景地区 (届出)	<p>【山ろく型】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の建築等 第2類工作物の建築等 高架工作物の建築等 <p>【山並み背景型、岸辺型、街並型他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高さ10m超の建築物の建築等 高さ10m超の第2類工作物の建築等 高さ10m超の高架工作物の建築等 	等
風致地区 (許可)	<ul style="list-style-type: none"> 床面積10㎡超の建築物の建築等 高さ1mを超える工作物の建築等 面積10㎡超の宅地の造成、土地の開墾等の土地形質の変更 木竹の伐採 	切盛土等を伴わない、墳墓（1m以下）の設置のみの場合、手続不要

建築等：新築（新設）、増築、改築、移転、模様替え

■表2 京都市市街地景観整備条例における工作物の分類

区 分	対 象
第1類 工作物	高さが1メートルを超える自動販売機又はこれに類する工作物 水平投影面積の合計が5平方メートルを超える軒先テント又はこれに類する工作物
第2類 工作物	携帯電話用のアンテナ，太陽光発電装置（建築物に附属しないもの） 高さが1.5メートルを超える下記の工作物 ・垣，柵，塀，擁壁その他これらに類するもの ・煙突その他これに類するもの ・電波塔，装飾塔，物見塔その他これらに類するもの ・高架水槽，サイロその他これらに類するもの ・彫像，ブロンズ像その他これらに類するもの ・観覧車，コースター，飛行塔その他これらに類するもの ・物の製造，貯蔵又は処理の用に供する施設 ・自動車車庫

区 分	対 象
高架工作物	高架の鉄道又は道路，跨線橋，跨道橋その他これらに類する高架の工作物
歴史遺産型 美観地区内 で協議が必要となる工 作物	道路，河川又は水路内に建設されるもののうち，下記の工作物 ・電柱，電線及び変圧塔 ・公衆電話所，郵便差出箱及び信書便差出箱 ・案内標識，警戒標識，規制標識及び指示標識並びに道路元標及び里程標 ・舗装の表層，側溝，街渠，橋りょう，床板，駒止め，柵，街灯及び並木 ・河床，堰，堤防，護岸，床止めその他これらに類するもの
その他の工 作物	上記に記載のない工作物  墳墓